

# 加須市から転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から、14日以内に転入手続きをしてください。

下記にあてはまる場合は、別に手続きが必要となりますので、各担当窓口へお問い合わせください。

対象となる方	加須市での手続き		新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	市 民 課 【1階①番】 ※この窓口	<input type="checkbox"/> 転出予定日をもって登録が自動的に廃止になります。印鑑登録証（カード）をお返しください。（転出予定者が、予定日前日までに印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証と転出証明書を添えて請求することができます。）	◎必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。（登録方法は市区町村によって異なります。）
マイナンバー通知カード、マイナンバーカードをお持ちの方		<input type="checkbox"/> 引き続き利用するためには、転出先の市区町村で新住所情報等の記載および継続利用の手続きが必要です。電子証明書は、住所変更等により自動的に失効しますので、必要に応じて申請をしてください。	◎転入手続きの際、マイナンバー通知カード、マイナンバーカードを新住所地の市区町村へ持参してください。
国民健康保険に加入している方	国保年金課 【1階⑥番】	<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書（お持ちの方は国民健康保険証）をお返しください。	◎新住所地の市区町村役場で、加入手続きが必要となります。
国民年金に加入している方・受給されている方		<input type="checkbox"/> 国民健康保険税について、加入していた月数に応じて精算します。	◎受給者は、住所変更手続きが必要か確認してください。
後期高齢者医療保険に加入している方		<input type="checkbox"/> 原則として、手続きは必要ありません。 海外任意加入をご希望の方は、手続きが必要です。	◎新住所地の市区町村役場で、加入手続きが必要となります。
介護保険被保険者証をお持ちの方	高齢介護課 【1階⑧番】	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険資格確認書（お持ちの方は後期高齢者医療保険証）をお返しください。 <input type="checkbox"/> 県外に転出される方には『負担区分証明書』が発行されます。	◎新住所地の市区町村役場で、加入手続きが必要となります。
特別障害者手当・障害児福祉手当等を受けていいる方	障がい者福祉課 【1階⑦番】	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当・障害児福祉手当等の消滅届を提出してください。	◎前住所地で手当を受給していた旨を新住所地の市区町村役場へ申し出で下さい。
お子さまが幼稚園・保育所等に入所している方	こども保育課 【5階①番】	<input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園の退所届・退園届を提出してください。（退園届は園に提出）	◎学童保育の入室手続きをしてください。 ◎保育園・幼稚園に入所希望の方は、新住所地の市区町村で入所手続きが必要となります。
お子さまが学童保育を利用している方		<input type="checkbox"/> 学童保育の退室届を提出してください。	
児童手当等を受けていいる方	子育て支援課 【5階②番】	<input type="checkbox"/> 児童手当・遺児手当の消滅届を提出してください。 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当・特別児童扶養手当の転出届を提出してください。	◎認定請求手続きをしてください。 ◎『児童扶養手当証』を添えて手続きをしてください。
各種医療費助成制度に該当する方		<input type="checkbox"/> 各担当課へ受給者証をお返しください。 <input type="checkbox"/> 高齢者医療制度（70歳以上国民健康保険加入者の方）【国保年金課】【1階⑥番】 <input type="checkbox"/> 子育て支援医療費助成制度【子育て支援課】【5階②番】 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成制度【子育て支援課】【5階②番】 <input type="checkbox"/> 未熟児養育医療費助成制度【すくすく子育て相談室】【5階④番】 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成制度【障がい者福祉課】【1階⑦番】	◎市区町村により制度が異なる場合があります。新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車をお持ちの方	税 務 課 【1階③番】	<input type="checkbox"/> 標識交付証明書・ナンバープレート・印鑑をお持ちのうえ廃車手続きをしてください。『廃車証明書』が発行されます。	◎『廃車証明書』を添えてナンバープレートの交付申請をしてください。
上記以外の車両をお持ちの方		車検証等の変更が必要なため、下記をご覧のうえ詳しい手続きについてお問い合わせください。 125ccを越えるバイク及び普通自動車 運輸支局（熊谷） 050-5540-2027 軽自動車 軽自動車検査協会（熊谷） 050-3816-3112	
防災ラジオの貸与を受けている方	危機管理防災課 【2階⑦番】	<input type="checkbox"/> 防災ラジオを返還してください。（市内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主へ貸与しています。）	
小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	学校教育課 【3階⑨番】	<input type="checkbox"/> 転出手手続き時に「就学者異動連絡票」を受け取り提出してください。 <input type="checkbox"/> 在学されている学校から『在学証明書・教科用図書給与証明書』をお受け取りください。 <input type="checkbox"/> 就学援助を受けている場合は、お申し出ください。	◎新住所地の市区町村教育委員会にお問い合わせください。

パートナーシップ制度を利用していた方	人権・男女共同参画課 【3階①番】	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書・宣誓証明カードを返還してください。 ※同制度を継続される方で、県内自治体へ転出される方並びに県外自治体で加須市と同制度の連携協定を締結している自治体へ転出される方は返還不要です。 連携自治体については、加須市ホームページでご確認ください。	※パートナーシップ宣誓証明書・宣誓証明カードを転出先へご提出ください。
外国にいても日本の国政選挙や最高裁判所裁判官国民審査の投票をしたい方	選挙管理委員会 【5階③番】	<input type="checkbox"/> 投票のためには、在外選挙人名簿への登録申請が必要です（出国時申請又は在外公館申請）。 詳しい手続き方法は、選挙管理委員会へお問い合わせください。	※出国後は、在外公館に「在留届」を提出してください。

## 庁舎外

水道を使用している方	水道課 TEL 65-5222	<input type="checkbox"/> 水道使用中止の手続きをしてください。 ※電話連絡又は電子申請で手続きができます。 ※検針票をご用意ください。	◎使用開始手続きをしてください。
図書館利用者カードをお持ちの方	図書館課 加須図書館 TEL 61-8200 騎西図書館 TEL 73-3178 北川辺図書館 TEL 0280-62-4400 童謡のふる里おおとね図書館 TEL 78-2211	<input type="checkbox"/> 以下の①又は②に該当される方は、引き続きご利用できます。加須市内のいづれかの図書館で住所変更の手続きをしてください。 <input type="checkbox"/> 以下の①、②のどちらにも該当しない方は、図書館利用者カードを返却してください。 ① 行田市、羽生市、久喜市、鴻巣市、茨城県古河市、群馬県板倉町、栃木県栃木市、小山市、野木町に転出する場合 ②転出後も加須市に在勤・在学する場合	

**<お願ひ> 市税の納め忘れはありませんか？納め忘れがありましたら、収納課でご相談ください。**

※市税の滞納があると、差押え等の滞納処分の対象になります。

**市県民税は、転出する年の1月1日に住民登録のある市で翌年度も課税となります（税証明発行含む）。問合せ：税務課**

- ◆転出を取り止めた場合は、速やかに『転出証明書』と『本人確認書類』をお持ちのうえ、転出取消の手続きをしてください。
- ◆転入届、それに伴う各種諸手続については、新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1  
加須市役所  
TEL 0480 (62) 1111(代表)

(2025/4/1～)